

第7次水質総量規制の削減計画に同意



The Knights

この度環境省より、平成24年1月27日に東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の第7次水質総量規制削減について、関係20都府県知事から環境大臣に協議があったCOD、窒素含有量、りん含有量に関する「総量削減計画」が、公害対策会議幹事会で了承され、環境大臣が同意したと発表されました。

今回、環境大臣の同意が得られた「総量削減計画」は「基本方針」を踏まえて、目標年度(平成26年度)時点でのCOD、窒素含有量、りん含有量それぞれについて、各都府県の発生源別(生活排水、産業排水、その他)削減目標量、および、削減目標達成のための削減策を規定したものになります。このうち、削減案としては、

- ① 水道、浄化槽、農業集落排水施設の設備等の生活排水対策
- ② 総量規制基準の適切な設定と遵守徹底等の産業排水対策
- ③ 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理・高度利用の推進、養殖漁場の改善等の各種汚濁発生源対策
- ③ 情報発信、普及・啓発
- ④ 干潟の保全・再生、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖等の推進、底質改善対策の推進等

が定められています。

今後については、削減計画の内容について、各関係都府県において、2月から順次、公報や各都府県のウェブサイト等で公表されています。また、総量削減計画に併せて総量規制基準が公示され、基準の適用期日は、平成24年5月1日以降に新・増設される工場・事業場に対してはその日から、その他の工場・事業場に対しては平成26年4月1日からとなる予定となっています。

総量削減基本方針については、当社発行のザ・ナイツレポート No.11014「第7次水質総量規制」をご覧ください。

当社では、水質総量規制項目であるCOD、窒素、りんを始め、BOD等生活環境項目の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年1月27日付 環境省 報道発表資料
2012年1月27日付 EIC ネット

生活環境箇所 清水いより

放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。